

情報ファイル

information file



住民

住民登録は正しく行われていますか

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、子ども手当などの各種行政サービスの基礎となっています。

お住まいの市区町村で、行政サービスを確実に受けられるようになるために、現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要となります。

転入届・転出届・転居届

届出場所：市民窓口グループ
届出人：本人もしくは同一世帯の家族

※同一世帯の家族以外が窓口に
お越しの場合、委任状と異動
者本人の身分を証明するもの
(免許証など)が必要になります。

※土・日曜日、祝日、平日の時
間外は住所異動の届出はできません。
転入届：他の市区町村から高浜
市への住所異動
届出期間：新住所に実際に住

み始めた日から14日以内
必要なもの：転出證明書（旧
住所地でとつてきてください）、印かん、身分を証明するもの（免許証など）

転出届：高浜市から他の市区町村への住所異動
届出期間：あらかじめ転出前に届け出してください。

・必要なもの：印かん、身分を証明するもの（免許証など）

転居届：市内での住所異動
届出期間：新住所に実際に住み始めた日から14日以内

・必要なもの：印かん、身分を証明するもの（免許証など）

問合せ先
高浜市民窓口グループ
☎ 522-1111 (内線214)
(218)

ビニエンスストア（納付金額が30万円以下のものに限る）または県税事務所で納付してください。

なお、pay-easy（ペイジ）に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、希望する方は、口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合せ先
西三河県税事務所県民税・事業税グループ
☎ 0564-27-2713
(ダイヤルイン)

個人事業税第2期分 納税をお忘れなく

税

個人事業税第2期分の納期限
は、11月30日(火)です。
11月中旬に県から納付書を送
りしますので、金融機関がコン

問合せ先
刈谷税務署総務課
☎ 051-6211

税に関する習字展

「税を考える週間」 (11月11日木～17日水) の行事として、税に関する習字展を行います。

とき 11月11日(木)～17日(水)
前10時～午後8時 午

ところ Tボート・ドニー高浜
店一階

市へ
不二商会(株)森弥商店
代表取締役 森貞述
社会福祉協議会
川澄鉄夫

ございました
(敬称略)

呉竹屋敷町内会



相続・遺言無料相談会!!

11月13日(土)アピタ刈谷店1Fにて開催!



こんな方はご相談下さい! 予約不要

- 相続についていろいろ聞きたい
- 遺言書の必要って?作り方は?

場所／刈谷駅アピタ1Fミスト前 時間／10時～17時

刈谷市南桜町1-73 司法書士法人
あいち司法＆相続

0120-130-914